

平成29年度 奈良の木を使用した住宅への助成事業
写真の撮り方について

実績報告時に提出する写真は、補助金支出の根拠となる重要な証拠になるため、以下の留意事項に注意して撮影してください。

【実績報告時に提出する必要がある写真】

1. 工事着手前の写真（新築の場合は不要）
2. 補助対象部位ごとの木材の使用状況を確認することができる写真
3. 完成写真（新築・増改築の場合は外観全景、リフォームの場合はリフォーム部分）

【実績報告時に提出する写真に関する留意事項】

共通

- ①ピントが合っており、対象を明確にして撮影していること
- ②A4用紙にカラー印刷もしくは貼付しているものであること
- ③写真のサイズは、見やすい大きさであること
- ④各写真の上下の向きを揃えること

※縦・横の写真が混在する場合等は、1枚のA4用紙ごとに揃えてください。

- ⑤必ず撮影対象を明記すること

構造材

※写真の枚数に上限はありません。

「全体を撮影した引きの写真」と「部位を拡大した写真」を組み合わせるなどして以下の事項を満たすように写真を提出してください。（内装材においても同じ）

- ①補助対象部位は全種類（1部位につき最低1枚以上）を提出すること
- ②建物のどの位置に使われているか分かること
- ③部位の形（奥行きや厚み）の判断ができること
- ④木目などにより樹種の判断ができること（養生で隠れているものは不可）
- ⑤写真に写っている部位の名称を明記すること（例：土台、大引 等）

内装材

- ①補助対象部位は全種類（1部位につき最低1枚以上）を提出すること
- ②なるべく据え付け家具や設備等と一緒に撮るなどして、各階平面のどの位置に使われているか分かること
- ③木目などにより樹種の判断が出来ること
- ④写真に写っている部位の名称を明記すること（例：床、壁 等）

その他

「工事着手前の写真」と「完成写真」は、それぞれ同じアングルで撮影することとし、工事完了前後の対比が明瞭であること